

## MAMOLEO サービス規約

株式会社オプテージ

### 第 1 章 総則

#### (規約の適用)

第 1 条 株式会社オプテージ（以下「当社」といいます）は、MAMOLEO サービス規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより「MAMOLEO」サービス（以下「本サービス」といいます）を契約者等に提供します。

2. 契約者等は、本規約を誠実に遵守するものとします。

#### (本規約の変更)

第 2 条 当社は、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます）の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。本規約を変更した場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

2. 当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページ上への掲載によるほか当社が別に定める方法により通知します。

#### (用語の定義)

第 3 条 本規約における用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	本規約に同意のうえ、当社所定の手続きに従って本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾した本サービスを利用する資格を有する個人
利用資格者	契約者および契約者が登録する利用場所住所に居住する個人 ※契約者とあわせて「契約者等」といいます。
サービスプラン	機器、機能をまとめた本サービスにおける基本契約単位
オプション機器	サービスプラン毎に、契約者が申し込むことが可能な追加の本サービス機器
本サービス等	本規約等に規定するサービスプラン、オプション機器、駆けつけサービス、アプリケーション等の本サービス全般
本サービス機器	契約内容に応じて、当社が契約者に貸与する、本サービスの利用に用いる機器全般
契約者住所	契約者が当社に届け出た契約者住所
利用場所住所	契約者が当社に届け出た、本サービス機器が設置され、依頼駆けつけの対象となる住所
本サービスアプリケーション	本サービスの利用にあたり必要となるスマートフォンのアプリケーション

### **(本サービス等の内容)**

第 4 条 本サービスは、別表 1 に規定する通り、サービスプランなどに応じて、本サービス機器および本サービスアプリケーションを用いて提供されるサービスと、自宅または屋外への駆けつけを行うサービスなどから構成されます。なお、サービス、アプリケーションに係る詳細は「MAMOLEO 駆けつけサービス規約」、「HomeLink (ホームリンク) 」アプリの利用規約」、「MAMOLEO ライトアプリの利用規約」など MAMOLEO サービスに係る諸規定に定めます。(以下、本規約も含め、「本規約等」といいます)

2. 本サービスのご利用にはスマートフォンのアプリケーションが必要です。
3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、本サービス機器を利用場所住所の玄関やリビングなどに配置し、当該本サービス機器がインターネット回線と接続されていることの確認、およびスマートフォンアプリでの登録、確認が必要です。
4. 契約者は、利用場所住所の建物の権利者等に本サービス機器が設置されることについて、あらかじめ承諾を得る必要があります。
5. 本サービス等の提供区域は「別表 2 本サービス等の提供区域」に定める通りとします。
6. 本サービスアプリケーションのうち、「HomeLink (ホームリンク) 」アプリにてアプリケーション上に表示される「オンライン医療サービス」および「家事お手伝いサービス」については、各サービスを提供する事業者のホームページリンク機能のみが本アプリに包含されます。リンク先の各サービスについては、本サービス等および本規約等の対象外です。

## **第 2 章 契約・利用**

(契約の単位、上限)

第 5 条 当社は、1 の契約者ごとにサービスプランの契約を本規約等に基づき締結するものとし、契約は最大 3 契約までとします。

2. 契約者は、1 のサービスプランの契約ごとに、別表 1 に規定する数量を上限にオプション機器などをお申し込みいただけます。

### **(契約申込の方法、条件)**

第 6 条 契約者となるものとするものは、本規約等が契約の内容となることに同意の上、当社が別に指定する方法によって、利用場所住所や利用場所住所に居住する本サービス等の利用資格者の情報等、本サービス等の利用に必要な情報の登録を含め、当社に申し込むものとします。

2. 当社は次の各号に該当する場合には、契約申込を承諾しない場合があり、当社はその理由について一切開示義務を負わないものとします。但し、これは当社が当社の判断に基づき、不承諾の理由を開示することを妨げるものではありません。

- (1) 本サービス等の提供が技術的に困難と思われるとき。
- (2) 契約申込者が本サービス等契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき。
- (3) 契約申込者が第 1 項の本サービス等申し込みにおいて虚偽の事実を記載・申告したとき。
- (4) 契約申込者が、過去、本サービス等、その他当社のサービスにおいて、契約約款などの規定に違反したことがあるとき。

(5)過去に、本サービス機器につき、毀損、滅失、紛失、返却の遅滞、未返却等、当社が禁止する行為、または、本サービス等の目的・趣旨・機器仕様に照らして当社が不正と判断する行為を行ったことがあるとき。

(6) 契約申込者が未成年であるとき。

(7) 契約申込者が、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人または補助人の同意を得ていないとき。

(8) 利用場所住所の土地または建物の権利者が本サービス機器が設置されることを承諾していないことが判明したとき

(9) 利用場所住所が別表 2 に規定するサービス提供区域外であるとき

(10) 契約申込者と契約者が異なることが判明したとき

(11)契約申込者が法人等であるとき。

(12)不適切または不正な申込み等、本サービスを利用する意思のない申込みであると当社が合理的に判断したとき。

(13) 第 23 条（反社会的勢力の排除）に違反すると当社が判断するとき

(14)その他当社が適当でないと合理的に判断するとき

#### **（申込内容の変更・撤回）**

第 7 条 契約者は、第 6 条（契約申込の方法、条件）の申込内容および登録情報に変更があるときは、当社所定の方法により当社に届出するものとします。

2. 申込内容の変更、または撤回は第 8 条（契約の成立）に規定する契約の成立まで可能とします。

#### **（契約の成立）**

第 8 条 利用契約は、当社が本サービスの申込を承諾した時点で成立するものとします。

2. サービスプランの利用契約が新たに成立した場合、当社は、契約者に対し、契約サービスの詳細などを記した契約締結書面を交付いたします。

#### **（本サービスの利用環境の準備）**

第 9 条 契約者は、本サービス機器の設置、本サービスの利用にあたり、通信機器、本サービスアプリケーション、その他これらに付随して必要となる機器の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結およびアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入並びにその他自己が契約する本サービス等の利用に必要な環境の準備を、自己の費用と責任において行うものとします。（但し、本サービスのオプション機器「GPS タグ」に内蔵する SIM およびその通信環境は当社から提供され、「GPS タグ」の月額料金に含まれます。）

2. 但し、当社は契約者から要請があった場合には、「別表 3 訪問サポート」の通りの設置工事、設定対応について工事業者に行わせるものとし、契約者は工事業者と工事・設定予定日の調整を行い、工事業者による本サービス機器の設置・設定作業に立ち会うものとします。契約者は、本サービス機器の設置・設定作業にあたり、工事業者が本サービス機器を利用場所住所の壁面や扉、窓等にネジまたは両面テープ等で固定・設置することをあらかじめ承諾するものとします。なお、当社は、本サービス機器を設置するにあたり、契約者からご提供いただいた氏名・住所・電話番号、利用場所住所情報を、当社が委託する工事業者に開示します。

3. 工事業者による設置工事、設定対応の実施状況に関わらず、第 20 条（利用料金）の通り、本サービスの利用料金が発生します。

4. 当社は、契約者等が本サービス等を利用するために使用する通信機器、ソフトウェアおよびこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、当社の管理する設備、システムまたはソフトウェアを改造、変更もしくは追加等、本サービス等の提供方法を変更する義務を負わないものとします。

#### **（本サービス機器の納入）**

第 10 条 当社は、本サービス等の契約締結後、本サービス機器を当社の指定する業者の配送により納入するものとします。

2. 本サービス機器が契約者が登録する利用場所住所に到着後受領されず、当社または当社が納入を委託した業者に返送され、その後、当該契約者から再送の依頼がない場合、第 15 条（当社が行う本サービス等の解約）の通り、本サービス等が解約され、また、この場合、解約までの期間に応じた月額料金、契約事務手数料を当社の指示する方法で一括して支払うものとするに予め了承するものとします。

#### **（本サービス機器の交換、返品に係る取り扱い）**

第 11 条 本サービス機器について、納入当初から正常に動作しない状態である場合や、納入に起因して破損・故障が生じた場合、その他契約者の責めによらない事由に基づき機器に破損・故障が生じた場合、または当社の責めに帰すべき事由による商品手配違い等が生じた場合には、契約者は当社へ速やかに通知するものとします。また、当社は当該機器について、当社が指定する方法にて、当社が費用を負担し返送を依頼するものとし、契約者はこれに従うものとします。

2. 本サービス機器の修理、交換が必要となる場合において、これが契約者の責めに帰すべき事由に基づくときは、前項と同様に、契約者は当社へ速やかに通知するものとし、また、契約者が費用を負担し、別途当社が指定する方法にて当社へ本サービス機器の返送を行うものとします。

3. 第 2 項により返送された本サービス機器について、契約者の責めによる事由に基づき本サービス機器が修理不能の状態（第三者への転貸、譲渡その他の処分を含む）であると当社が判断した場合、または、第 1 項、第 2 項等により契約者が返送すべき機器を一定期間を経ても当社へ返却しない場合、「別表 5 機器の修復・補填費用」に規定する本サービス機器に係る再調達価額相当額を損害賠償として支払う責を負うものとします。

#### **（本サービス機器の使用および保管）**

第 12 条 契約者等は、善良な管理者の注意をもって、本サービス機器を使用、保管するものとします。

2. 契約者は、本サービス機器に貼付されるシリアル表示等のシールを剥離、消去、上書、隠ぺいおよび改ざんしないものとし、本サービス機器を改造しないものとします。

3. 契約者等により本サービス機器、またはその設置、保管および使用により第三者に損害を与えた場合、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、当社は第三者に対して当該損害を賠償する責を負わないものとします。

### **(本サービス等の利用)**

第 13 条 本サービス等は、契約者等のみが利用できるものとします。なお、契約者は、本規約等に従って本サービス等を利用するものとし、利用資格者に対し、本規約等に基づいて自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとし、かつ、当社に対して、利用資格者による当該義務の違反に関し、当該利用資格者と連帯して責任を負うものとします。万一、利用資格者が当該義務に違反した場合、契約者は、自己の費用と責任において、当社の指示に従い、当該利用資格者による本サービスの利用を中止させ、かつ、再発防止に必要な措置を取るものとします。

2. 本サービス等の利用に関連して、契約者等が第三者もしくは当社に対して損害を与えた場合、利用資格者の行為により契約者に損害を与えた場合、または契約者等と第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者等は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとします。

### **(契約者が行う本サービス等の解約)**

第 14 条 契約者は、本サービス等の利用契約の解約を希望する場合、当社が別途定める方法にて本サービス等の解約を申し込むものとします。なお、本サービス機器の返却のみでは本サービス等の解約は成立しません。

2. 本サービス等の解約は、契約者が解約の申し込みを行った日が属する月の末日をもって成立するものとします。ただし、契約者が契約締結後、第 10 条に記載の本サービス機器の納入手続き前に解約を行った場合、解約の申し込みを行った日に解約が成立するものとします。

3. 契約者は、本サービス等を解約した場合、本サービス機器を自己の費用により現状に復したうえで、当社が指定する配送業者を用いて、自己の費用により当社へ返却するものとします。(但し、クーリングオフによる解約等、別途当社が指定する方法により、当社の費用負担による機器返送を当社が依頼する場合はこの限りではないものとします。) また、防犯シールについても契約者により撤去するものとします。

4. 契約者は、本サービス機器以外の物品について当社へ返却できません。なお、契約者等が当社に対して本サービス機器以外の物品の送付を行った場合、契約者はこれらの権利を放棄したとみなすものとし、契約者への返送は行いません。なお、当該物品の処分に当社が費用を要した場合、当社は当該費用を契約者に請求できるものとします。

5. 契約者は本規約等に基づくサービスプランの契約が終了すると同時に、別途当該サービスプランに係るオプション機器の利用契約等も当然に、直ちに終了することを予め承諾するものとします。この場合についても本条第 3 項及び 4 項を準用するものとします。

6. 本条における解約に伴う機器の返送においても、第 11 条（本サービス機器の交換、返品に係る取り扱い） 3 項の規定を同様に適用するものとします。

### **(当社が行う本サービス等の解約)**

第 15 条 契約者等が次のいずれかに該当する場合は、当社は、その契約者に対する通知のみをもって、本サービス等の利用契約の全部または一部を解約できるものとします。

(1) 契約者等が本規約または個別規定などに違反する行為を行ったと当社が判断した後、一定期間を設けて是正を促したにも関わらず、当該期間中に当該違反が治癒されない場合（ただし、違反の程度が重大である場合には、一定期間を設けることなく解約を行えるものとします。）

(2) 連絡先変更の届出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき理由により、契約者の所在が不明になりまたは連絡が取れない場合

(3) 本サービス等の運営を妨害または当社の名誉信用を毀損した場合

(4) 契約者が月額料金などの支払いを怠り、一定期間を設けて支払いを促したにも関わらず、当該期間中に遅滞中の料金などが完済されない場合

(5) 契約者が第 21 条（支払い方法）第 2 項に定める支払い方法の登録を期間内に行わない場合

(6) 第 10 条（本サービス機器の納入）に定めるサービスプランの申し込み、またはオプション機器の申し込みに係る本サービス機器の利用場所住所への配送が不能となり、当社に返送された後、契約者から再送の依頼がない場合

(7) 第 22 条（利用に係る禁止行為）の規定に違反したと当社が判断した場合

(8) 契約者が当社が提供する他のサービス契約の規定に違反し、当社が一定期間を設けて是正を促したにも関わらず、当該期間中に当該違反が治癒されない場合

(9) 第 23 条（反社会的勢力の排除）の表明・保証に違反した場合

(10) その他、当社が契約者として不適当、または本サービス等の提供に支障があると合理的に判断した場合

2. 第 1 項の定めに従い、本サービス利用契約の全部または一部が解除された場合、該当する契約者は、期限の利益を失い、かかる利用契約の解除の日までに発生した本サービス等に関連する当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で一括して支払うものとします。

3. 本条における解約に伴う機器の返送においても、第 11 条（本サービス機器の交換、返品に係る取り扱い）3 項の規定および第 14 条（契約者が行う本サービス等の解約）第 3 項、4 項、5 項の規定を適用するものとします。

### **(契約者等の氏名等の変更、設置場所等の変更およびサービス内容の変更)**

第 16 条 契約者は、契約者等の氏名、住所、月額料金の支払方法等、契約者が当社に届け出た情報に変更がある場合には、当社が定める方法により、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。

なお、契約者は、「別表 2 本サービス等の提供区域」以外の住所への変更、または、利用場所住所および利用場所住所に居住する利用資格者の情報の登録を怠る等した場合に、当社が本サービス等を提供しない場合があること、また、契約者による変更の申し出から当該変更情報を当社および当社の委託先が認知するまでに一定の期間を要することをあらかじめ承諾するものとします。

2. 当社は、前項の届出があったときは、契約者に対し、当該届出内容の事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

3. 契約者は、利用場所住所の変更を行う際、利用場所住所に設置する本サービス機器について、自らの責任により撤去、移動、再設置するものとします。

4. 当社は、契約者が第 1 項の変更を実施、届出を怠ったこと、また、届け出が遅延したことによって契約者または利用資格者に生じた損害については、当社の故意または重大な過失がある場合を除き一切責任を負いません。

#### **(本サービスの提供の制限)**

第 17 条 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、当社の管理する設備またはシステムの保守を定期的にまたは緊急に行う場合、あるいは当社の管理する設備またはシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、自らの合理的な判断により契約者等に対する本サービス等の提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、当社は、本項の規定により本サービス等の提供を制限する場合、当社が適当と判断する方法で事前に契約者にその旨を当社のホームページ上に掲示する等の方法にて通知を行うものとします。但し、かかる本サービス等の提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。

2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、事前に契約者に通知することなく、自らの合理的な判断により契約者および利用資格者に対する本サービス等の提供の全部または一部を制限することができるものとします。

(1) 法令または管轄官公庁の求めるところに従う場合。

(2) その他当社の責に帰すべからざる事由による場合。

3. 当社は、前各項の本サービス等の提供の制限によって生じた契約者および利用資格者の損害につき一切責任を負わないものとします。

#### **(ソフトウェアおよび本サービスアプリケーションのバージョンの更新)**

第 18 条 当社は、本サービス等の品質を維持・向上すること等を目的として、契約者に事前に通知することなく当社の裁量により本サービス等、本サービス機器、本サービスアプリケーション等に係る規格、仕様、ソフトウェアのバージョン等を変更する場合があります。

2. 本サービスアプリケーションの変更は、本ソフトウェア提供サイトに提示を行った時点で効力を有するものとします。

#### **(当社が管理する設備の修理または復旧)**

第 19 条 本サービスの利用中に契約者が当社の管理する設備、システムまたは本サービスに異常、故障または障害を発見した場合、契約者等は、契約者自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障または障害がないことを確認した上、当社の管理する設備もしくはシステムの修理または本サービスの復旧を当社に請求できるものとします。

2. 当社の管理する設備、システムまたは本サービスに異常、故障または障害が生じあるいは当社の管理する設備もしくはシステムが滅失または毀損し、本サービスを提供できないことを当社が知った場合、当社は速やかにその設備またはシステムを修理し、本サービスを復旧するよう努めるものとします。

### **第3章 料金など**

#### **(利用料金)**

第20条 契約者は、契約内容に応じて「別表1 サービスプラン毎のサービス内容および料金等」に定める月額料金の支払いを要します。

2. 本契約が途中解約されない限り、本サービスの利用が継続されているものとみなし、サービス利用の有無にかかわらず本サービスの月額料金が発生します。

3. 契約者が支払う本サービスの月額料金は以下の通り発生します。

##### **(1) 新規にサービスプラン契約を締結した場合**

当社がサービスプラン契約の申込を承諾した日（当日は含みません。）の10日後が属する月の翌月1日から本サービス機器の到着有無に関わらず発生し、以降、月単位で発生するものとします。なお、サービスプランの申込と同時にオプション機器を申し込んだ場合、オプション機器の到着有無に関わらず、同様のタイミングでオプション機器の月額料金が発生するものとします。

##### **(2) オプション機器を追加した場合（(1)と同時にオプション機器を申し込んだ場合を除く）**

当社がオプション機器契約の申込を承諾した日の翌月1日から、当該時点でのオプション機器の到着有無に関わらず発生し、以降、月単位で発生するものとします。

##### **(3) サービスプラン契約またはオプション機器契約を解約した場合**

契約者がサービスプラン契約またはオプション機器契約の解約申込を当社所定の方法で行った日の属する月まで月額料金が発生します。（月額料金の日割りは行いません。）

#### **(支払い方法)**

第21条 契約者は、月額料金その他の費用について、当社が別途定める期日までに当社の定める方法にて支払っていただきます。

2. 契約者は当社が別途定める方法、手段による支払い方法の登録を本サービスの申込時、または、契約の成立後7日以内に行うものとします。当該登録を怠った場合、第15条（当社が行う本サービス等の解約）第1項（5）の通り、本サービス等は解約されます。また、このときを含め、契約の成立後の解約である場合は、月額料金の発生前の解約であっても、「別表4 各種サービス申込・機器交換等に係る一時費用」に定める契約事務手数料の支払い義務についても免れないものとします。（但し、クーリングオフによる解約である場合は除きます。）

### **第4章 利用に係る禁止事項、損害賠償など**

#### **(利用に係る禁止行為)**

第22条 契約者は、本規約、個別規定などおよび適用されるすべての法律並びに規則などを守り、自らの本サービス等の利用およびその結果について、一切の責任を負うものとします。また、契約者は、本サービス等を通じて次のような行為を行ってはなりません。



- (1)刑法上の犯罪行為、民事上の不法行為、その他適用される国内法・国際法・国際条約などに違反する行為または公序良俗に反する行為
- (2)本サービス等の運営を妨害する行為、または当社が承認していない営業行為
- (3)本サービス等に接続しているネットワークを妨害または混乱させる行為
- (4)他の契約者による本サービス等の利用および享受を妨害する行為
- (5)当社、他の会員または第三者の名誉、人格もしくは信用などを毀損する行為または不利益を与える行為
- (6)当社、他の会員または第三者の知的財産権（商標権、特許権、実用新案権、著作権など）の権利を侵害する行為
- (7)契約者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却または契約者として有する権利への質権の設定など、担保に供する行為
- (8) 本サービス機器を転売する行為
- (9)本サービス等およびスマートフォンアプリを規約等に違反する方法または違反するおそれのある方法で利用し、または使用する行為。
- (10)本サービス等に含まれるプログラムについて、複製、複製、改変、ネットワーク上へのアップロード、送信または頒布をする行為。
- (11)本サービス等の全部または一部について、逆アセンブルもしくは逆コンパイル等のソースコード解析作業をする行為。
- (12)本サービス等を、本サービス機器以外の機器を接続して利用する行為。
- (13) その他当社が不適切と判断する行為

#### **（反社会的勢力の排除）**

第 23 条 契約者等は、次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動など標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団などその他これらに準じる者（以下「暴力団員など」といいます）であること。

(2) 暴力団員などが経営を支配していると認められる関係を有すること。

(3) 暴力団員などが経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員などを利用してしていると認められる関係を有すること。

(5) 暴力団員などに対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員などと社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 契約者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わな

いことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、契約者が前項に規定する事項に反すると具体的に疑われるときは、契約者に対し、当該事項に関する調査を行うこととし、契約者は、これに応じるものとします。

この場合において、当社は契約者に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、契約者は、これに応じるものとします。

4. 当社は、契約者が本条第 1 項各号のいずれかに該当することもしくは本条第 2 項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明した場合、本条第 1 項もしくは本条第 2 項の規定に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合、または前項に規定する調査などに応じないもしくは調査などにおいて虚偽の回答をした場合であって、本契約の申し込みを承諾することまたは本契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、本契約の申し込みを承諾しないことまたは本契約を解除することが出来るものとします。

5. 契約者は、前項の適用により、契約者に損害などが生じた場合であっても、当社に対し、当該損害などの賠償を請求しないものとします。

#### **(免責)**

第 24 条 当社は、本サービス等の内容、ならびに契約者等が本サービス等を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

2. 本サービス等の提供、遅滞、変更、中止または廃止、本サービス等を通じて登録、提供または収集された契約者または利用資格者の情報の消失、その他本サービス等に関連して発生した契約者の損害について、当社は規約等にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。

3. 当社以外の第三者の責に帰すべき事由によって、契約者が本サービス等の全部または一部を利用できないことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### **(損害賠償)**

第 25 条 当社の責めに帰すべき理由により本サービスの提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（当該契約に係る本サービス機器、本サービスアプリケーションに著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、本サービス契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以

後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応する日数に対して、契約者が契約する本サービスの月額料金の 30 分の 1 を乗じた金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3. 前項に定める本サービスの利用不能が、当社がその業務の全部または一部を委託している事業者、または当社が指定する第三者の責に帰すべき事由により発生した場合、当社が契約者または利用資格者に対して応じるべき損害賠償の額の総額は、かかる事由に関して当該事業者、または当社が指定する第三者から当社が受領した損害賠償額を上限とします。

4. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 3 項の規定は適用しません。

## **第 5 章 雑則**

### **（著作権）**

第 26 条 契約者は、本サービスを通じて当社が契約者に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関する著作権が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとし、当該著作権を自己の私的利用の目的にのみ利用し、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページへの掲載などを行ってはならないものとします。

2. 契約者は、本サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的利用の目的にのみ利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載などを行ってはならないものとします。

### **（第三者への委託）**

第 27 条 当社は、規約等に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

### **（登録情報および本サービス等関連情報の取扱い）**

第 28 条 当社は、第 6 条（契約申込の方法、条件）および第 7 条（申込内容変更、撤回）第 16 条（契約者等の氏名等の変更、設置場所等の変更およびサービス内容の変更）等に係る契約者等からの情報の提供により、契約者等および契約者等が利用するサービスに係る情報を取得します。当該情報の利用目的、第三者提供等の取り扱いについては、「MAMOLEO における個人情報の取扱いについて」に定めます。

### **（延滞利息）**

第 29 条 本規約に定める料金（延滞利息を除きます。）について、支払期日を経過してもなお、お支払いがない場合には、支払期日の翌日からお支払日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。

#### **(債権譲渡)**

第 30 条 当社は、契約者に対して有する利用料金その他の債権を別途当社が指定する債権回収代行会社に譲渡することができるものとし、契約者は、これをあらかじめ承諾するものとします。

#### **(譲渡禁止)**

第 31 条 契約者は、当社が別途定める手続きによる場合を除き、または当社の事前の同意を得ることなく、契約者たる地位ならびに規約等において契約者が有する権利および義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。

#### **(紛争の解決)**

第 32 条 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2. 本規約に関する紛争は大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **(本サービス提供の終了)**

第 33 条 当社は、本サービス等を継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービス等の提供を終了することがあります。

2. 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本サービスの契約を解除する場合は、1ヶ月前の予告をもって当社が指定するホームページ等によりその旨の周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### **【本サービスサポートデスク】**

MAMOLEO お問い合わせデスク 0120-907-670

受付時間 9:00～18:00 (年中無休) ※年末年始および当社指定のメンテナンス日を除く。

別表 1 サービスプラン毎のサービス内容および料金等

(1) ベーシックプラン

区分		機器／サービス	月額料金(税込)	申込可能数
基本 セット	機器	屋内カメラ (1 台) または人感センサー (1 台)	2,200 円/月 ※基本セットの機器・サービス 等は上記月額料金にてご利用 いただけます。  (駆けつけサービスは年 1 回・ 最大 30 分のみ無料。2 回目 以降の利用、または 30 分以 降の利用には所定の料金が 発生します。)(※2)	ベーシックプラ ン、ライトプラン 合わせて最大 3 プラン
		開閉センサー (1 台)		
		Zigbee ハブ (1 台)		
		サービス		
		電話オペレーターサポート		
	その他	「HomeLink (ホームリンク) 」 アプリ		
	防犯シール (1 枚)			
申し込み 可能な オプション	機器	屋内カメラ (追加)	+ 330 円/月・台	最大 10 台
		人感センサー (追加)	+ 330 円/月・台	最大 10 台
		開閉センサー (追加)	+ 110 円/月・台	最大 10 台
		Zigbee ハブ (追加)	+ 220 円/月・台	最大 10 台
		スマートロックセット	+ 550 円/月・台	最大 1 台
		温湿度センサー	+ 110 円/月・台	最大 10 台
		スマートリモコン	+ 220 円/月・台	最大 10 台
		スマートプラグ	+ 110 円/月・台	最大 10 台
	機器 / サ ービス	GPS タグ (屋外駆けつけ (※1) )	+ 1,100 円/月・台	最大 10 台
	サービス	依頼駆けつけサービス (年 1 回・最大 30 分無料分以外の 利用) (※2)	5,500 円/30 分・回 (最大 60 分までとします)	—
訪問サポート		別表 3 の通り	—	

\* 各機器の使用には、Wi-Fi 接続環境 (2.4GHz 帯に限る) が必要です。その他各機器、サービスの詳細については MAMOLEO 駆けつけサービス規約、および当社ウェブサイトに記載の通りとします。

※1 GPS タグをご利用の場合、依頼駆けつけにおいて屋外への駆けつけが可能となります。詳しくは駆けつけサービス利用規約を確認ください。

※2 年 1 回とは、契約日に関わらず、4 月～翌年 3 月を 1 年度とする、年度単位とします。

(2) ライトプラン

区分		機器／サービス	月額料金(税込)	申込可能数
基本 セット	機器	Wi-Fi センサー (2 台)	1,100 円/月	ベーシックプラン、ライトプラン 合わせて最大 3 プラン
	サービス	電話オペレーターサポート	※基本セットの機器・サービス 等は上記月額料金にてご利用 いただけます。	
		「MAMOLEO ライト」アプリ		
その他	防犯シール (1 枚)			
申し込み 可能な オプション	機器	Wi-Fi センサー (1 台)	+ 220 円/月・台	最大 4 台
	機器 / サービス	依頼駆けつけサービス	5,500 円/30 分・回 (最大 60 分までとします)	—
	サービス	訪問サポート	別表 3 の通り	—

\* 各機器の使用には、Wi-Fi 接続環境 (2.4GHz 帯に限る) が必要です。その他各機器、サービスの詳細については MAMOLEO 駆けつけサービス規約、および当社ウェブサイトに記載の通りとします。

別表 2 本サービス等の提供区域

サービスプラン	提供区域
ベーシックプラン/ライトプラン	<p><b>大阪府</b></p> <p>池田市/和泉市/泉大津市/泉佐野市/茨木市/大阪市/大阪狭山市/貝塚市/柏原市/交野市/門真市/河内長野市/岸和田市/堺市/四條畷市/吹田市/摂津市/泉南市/大東市/高石市/高槻市/豊中市/富田林市/寝屋川市/羽曳野市/阪南市/東大阪市/枚方市/藤井寺市/松原市/箕面市/守口市/八尾市 /河南町/熊取町/島本町/太子町/田尻町/忠岡町/豊能町/能勢町/千早赤阪村</p> <p><b>京都府</b></p> <p>宇治市/京田辺市/京都市/木津川市/城陽市/長岡京市/向日市/八幡市/井手町/宇治田原町/大山崎町/久御山町/精華町</p> <p><b>兵庫県</b></p> <p>相生市/明石市/赤穂市/芦屋市/尼崎市/伊丹市/小野市/加古川市/加西市/加東市/川西市/神戸市/三田市/高砂市/宝塚市/たつの市/西宮市/西脇市/姫路市/三木市/市川町/猪名川町/稲美町/神河町/太子町/播磨町/福崎町</p> <p><b>奈良県</b></p> <p>生駒市/香芝市/橿原市/葛城市/桜井市/天理市/奈良市/大和郡山市/大和高田市/安堵町/斑鳩町/王寺町/河合町/川西町/上牧町/広陵町/三郷町/高取町/田原本町/平群町/三宅町/明日香村</p> <p><b>滋賀県</b></p> <p>大津市/草津市/湖南市/守山市/野洲市/栗東市</p>

※上記サービスエリア内であっても一部ご利用いただけないエリアがあります。提供エリアの詳細は当社ウェブサイトから確認いただけます。

別表 3 訪問サポート

メニュー	商品名	設定対象単位	内容	利用料金 (税込)
セットサポートメニュー	ベーシックプラン設定	人感センサー1台/ 屋内カメラ1台 開閉センサー1組 ZigBee ハブ 1台 「HomeLink (ホームリンク)」アプリ1つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人感センサー1台または屋内カメラ1台 いずれかの設置設定</li> <li>●開閉センサー1組の設置設定</li> <li>●ZigBee ハブ 1台の設置設定</li> <li>●「HomeLink (ホームリンク)」アプリ1つのインストール</li> </ul>	¥5,940
	ライトプラン設定	Wi-Fi センサー機器 2台 「MAMOLEO ライト」 アプリ1つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●Wi-Fi センサー機器 2台の設置設定</li> <li>●「MAMOLEO ライト」アプリ1つのインストール</li> </ul>	¥5,940
単品サポートメニュー	IoT 機器設定	MAMOLEO レンタル 機器 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>●MAMOLEO レンタル機器 1台の設置設定</li> </ul>	¥1,980
	アプリインストール	アプリ1つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「HomeLink (ホームリンク)」アプリまたは「MAMOLEO ライト」アプリのインストール</li> </ul>	¥1,320
	IoT 機器の動作条件設定	MAMOLEO レンタル 機器 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「HomeLink (ホームリンク)」アプリまたは「MAMOLEO ライト」アプリ上での各機器の動作条件設定</li> <li>●「HomeLink (ホームリンク)」アプリ上でのリモコンと家電の紐付け設定</li> </ul>	¥1,320
	eo レンタルルーターの無線 LAN 設定変更	eo レンタルルーター/ ホームゲートウェイ 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>●MAMOLEO レンタル機器の設定時に必要なルーターの無線 LAN 設定変更</li> </ul>	¥1,980
基本訪問料 他	訪問基本料 (※1)	1 回ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問サポートの出張費用</li> </ul>	¥5,500
	当日キャンセル料	1 回ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問予約当日のキャンセル料</li> </ul>	¥5,500
	待機費用 (※2)	30 分以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問予約当日の待機費用</li> </ul>	¥3,960

※1 高所作業 (2~3m まで) に伴う 2 名体制での訪問時は、2 名分の訪問基本料として、5,500 円が追加で発生します。

※2 訪問先到着後、不在等により作業開始が 30 分以上遅延した場合に発生します。



別表 4 各種サービス申込・機器交換等に係る一時費用

申し込み区分	費用項目	料金（税込）
新規お申込み	契約事務手数料	3,300 円
サービスプラン追加	契約事務手数料	3,300 円
オプション機器変更	契約事務手数料	無料
サービスプラン／オプション機器 解約／契約者の責による機器 交換等	契約事務手数料	無料
	返送費用	実費 (契約者費用負担により返送)

別表 5 機器の修復・補填費用

商品	型番	修復・補填費用（税込）
屋内カメラ	2	13,250 円/台
人感センサー	MS-Z	13,250 円/台
開閉センサー	DS3	7,000 円/台
Zigbee ハブ	G4-ZW	8,500 円/台
スマートロックセット（※）	本体：SM005BBJP ロックハブ：G5-L 外部入力機：CR006CBJP	26,480 円/台
温湿度センサー	A-Z	7,500 円/台
スマートリモコン	5	8,250 円/台
スマートプラグ	F7s501-JP	5,000 円/台
GPS タグ	PS-MMS-G01	9,800 円/台
Wi-Fi センサー	NSB300	9,600 円/台

※スマートロック、スマートロック用ハブ、スマートロック用外部入力機のいずれか一台について、機器の破損未返却等があった場合には記載の金額が発生します。

附則：

本規約は、2025 年 4月1日から実施します。